

# 高浜市

## 障がい者福祉計画

### 第4期障がい福祉計画

概要版

～ 障がいのある人もない人も、その人らしく安心して生活できる 地域共生のまちづくり ～



平成27年3月

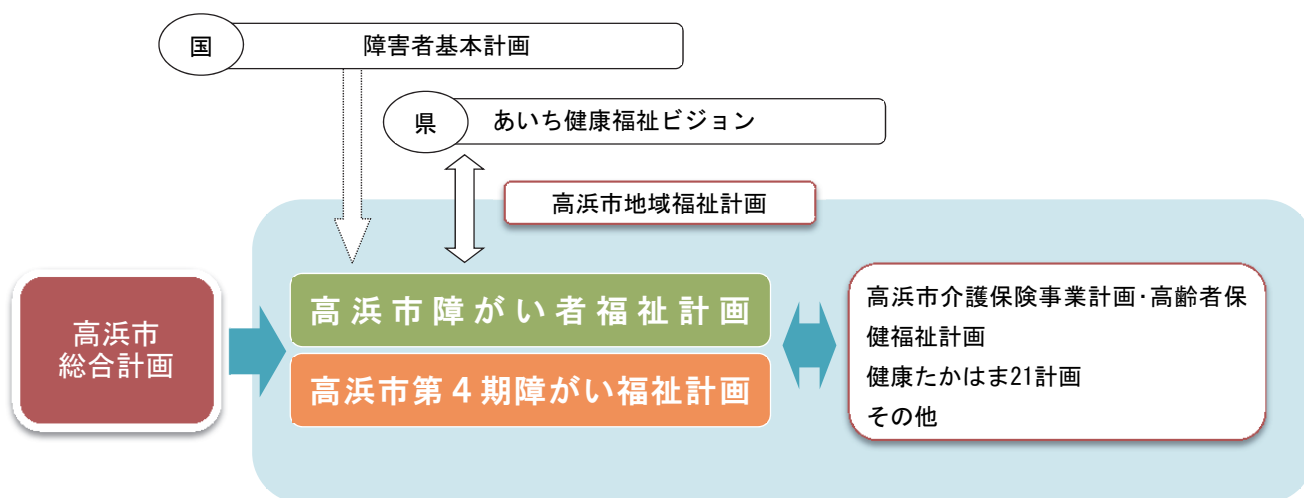
# 高浜市障がい者福祉計画と高浜市第4期障がい福祉計画を策定しました。

本市では、平成21年度からの6年間を計画期間とする高浜市障がい者計画（第3次）に基づき、「地域の中で共に生活できるシステムづくり」を理念として掲げ、「新・相談支援体制プラン」「切れ目のないライフステージプラン」「地域共生プラン」の3つの重点プランのもと、各種障がい者施策を推進してきました。しかし、施策を推進する中で、より地域に目を向けた相談支援体制の構築、ライフステージ間における支援の狭間の問題、交流の場や、外出の機会の確保、老障世帯への対応など、新たな課題も生じています。

こうした背景のもと、計画の評価と課題の把握を行うとともに、新たな課題について検討し、「高浜市障がい者福祉計画（第4次）」と「高浜市第4期障がい福祉計画」を策定しました。

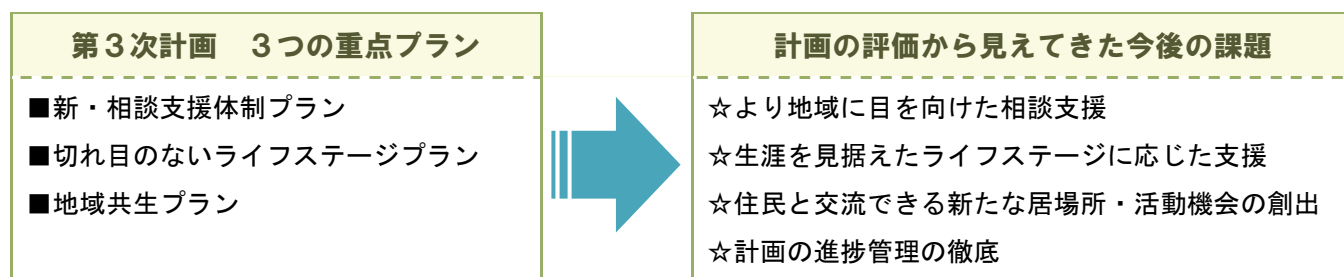
高浜市障がい者福祉計画		高浜市第4期障がい福祉計画
障害者基本法第11条に規定する市町村障害者計画であり、障がいのある人に関する施策を総合的に定めた基本的な計画です。	位置付け	障害者総合支援法第88条に定める障害福祉計画であり、障害福祉サービス等の見込み量や確保策を具体的に定めた計画です。  「高浜市障がい者福祉計画」の障害福祉サービス分野の実施計画という性格を有しています。
平成27年度～平成32年度	期間	平成27年度～平成29年度

なお、この2つの計画は、「第6次高浜市総合計画」をはじめ、「高浜市地域福祉計画」、「高浜市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」、「健康たかはま21計画」等関連計画との整合性を図り策定しました。



## ◎第3次計画の評価

第4次計画の策定にあたり、第3次計画の3つの重点プランの評価について、事業者等連絡会議および就労支援会議からの意見などを踏まえ、課題を整理しました。



## ◎第4次計画が目指すもの

本計画では、『第6次高浜市総合計画』の福祉・健康分野の基本目標にある「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう～一人ひとりがいつまでもその人らしくいきいきと暮らせるよう、お互いを尊重し、助け合いながら、あたたかく包み込む“大家族”を創っていきます～」を障がい者福祉の分野において実現させるため、「障がいのある人もない人も、その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり」を目指し、この計画を推進していきます。

## ◎施策の体系

本計画では、3つの基本方針を定め、施策を推進していきます。

障がいのある人もない人も、その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり	<b>基本方針 1</b>	1-1 災害時の安全の確保
	住み慣れた地域での暮らしの確保	1-2 民間活力の導入による施設等の整備
		1-3 住民と交流できる新たな居場所・活動機会の創設
		1-4 「障がい」および「障がいのある人」に対する地域住民の理解の促進
	<b>基本方針 2</b>	2-1 たかはま版地域包括ケアシステムの構築
	本人の生活を支援する体制の充実	2-2 継続・持続可能なサービス提供
		2-3 ライフステージに応じた支援の充実
		2-4 就労・定着支援
2-5 権利擁護の充実		
<b>基本方針 3</b>	3-1 教育機関との連携	
本人を支える人達への支援体制の構築	3-2 老障世帯等への包括的家族支援の推進	
	3-3 サービス事業所等のスキルアップ	
	3-4 保護者・家族支援	
	3-5 新しい当事者団体等の育成・支援	

# 基本方針 1 住み慣れた地域での暮らしの確保

## 1-1 災害時の安全確保

施策の方向性	重点的な取り組み
<p>地域住民、サービス事業所、関係機関、行政の連携により、障がいのある人をはじめ災害時に避難行動が困難な人の安全確保が図れるよう、避難所などの機能強化も含め、市全体で体制を整えていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人が安全・安心に過ごせる福祉避難所の機能の確立</li> <li>○避難行動要支援者の個別計画の作成</li> </ul>



## 1-2 民間活力の導入による施設等の整備

施策の方向性	重点的な取り組み
<p>施設や拠点の整備にあたっては、当事者や家族、サービス事業者、行政が連携し、民間事業者等の持っている優れた技術、知識、経験等、民間活力を効果的に活用し、障がいのある人や家族のニーズに応じた適切なサービスを迅速に提供できるようにします。</p> <p>また、当事者や家族が、地域において自らが望んだ生活を送ることができるよう、行政が中心となって、情報提供や需給に関するコーディネートをきめ細やかに行っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における生活の場の整備支援（グループホーム等）</li> <li>○障がい児への医療的なケアを伴う通所サービス等の整備促進</li> </ul>

## 1-3 住民と交流できる新たな居場所・活動機会の創設

施策の方向性	重点的な取り組み
<p>すべての市民が、「障がい」と「障がいのある人」について十分に理解を深められるよう、交流の場や機会を積極的に創出していきます。</p> <p>また、障がいのある人が、地域活動をはじめさまざまな活動に、楽しみながら参加できるよう、子どもから大人まで、ライフステージに応じた安心の居場所づくりを地域組織、当事者団体、サービス事業者が協働して進めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設や事業所等既存施設を活かした居場所づくり</li> <li>○地域による居場所の活用・運営</li> <li>○「ポッチャ」や「ぷれジョブ」を通じた地域交流の推進</li> <li>○余暇活動を通じた地域交流の促進</li> </ul>

## 1-4 「障がい」および「障がいのある人」に対する地域住民の理解の促進



施策の方向性	重点的な取り組み
<p>地域の行事・イベントなどの開催にあたっては、障がいのある人が主体的に関われる機会を設けていきます。</p> <p>また、まちづくり協議会など地域組織が、障がいのある人の参加に配慮した取り組みを行う場合は、積極的に支援していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域イベントへの参加促進</li> <li>○ざっくばらんなカフェ等を活用した周知</li> <li>○まちづくり協議会等の地域組織の自主的活動支援</li> <li>○障がいを理由とする差別の解消の推進</li> </ul>



## 基本方針 2 本人の生活を支援する体制の充実

### 2-1 たかはま版地域包括ケアシステムの構築

施策の方向性	重点的な取り組み
各福祉制度を横断的に捉え、より迅速に適切な支援につながるよう、医療機関も含め関係機関・担当者間の連携を強化することにより、「たかはま版地域包括ケアシステム」の構築をめざすとともに、相談支援員の資質向上を図るための環境を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○包括的（まるごと）相談支援体制の推進</li> <li>○相談支援員の資質向上体制の確保</li> <li>○多職種連携による地域ケア会議の強化</li> </ul>

### 2-2 継続・持続可能なサービス提供

施策の方向性	重点的な取り組み
本当に必要な人に必要なサービスが継続的に提供できるような体制を整備するとともに、行政とサービス事業所が連携し、市の独自事業についても見直しを図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス提供事業所新規開設支援</li> <li>○市単独事業の見直し</li> </ul>



### 2-3 ライフステージに応じた支援の充実

施策の方向性	重点的な取り組み
<p>ライフステージの各場面で、一人ひとりにあった支援が受けられるよう、個別のニーズを把握し、保健、教育、医療、福祉、就労等の各関係機関が情報を共有でき、重層的に支援する体制を整えます。</p> <p>また、就労の場や地域などへの社会参加が円滑にできるような支援体制を整えるとともに、障がいのある人が地域で自立するために必要な配慮を整理し、関係機関で共有できる仕組みをつくります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフステージに応じた健康づくりの推進</li> <li>○こども発達センターによる早期からの専門相談・支援の充実</li> <li>○ライフステージごとの情報管理の明確化と継続支援の充実</li> </ul>

### 2-4 就労・定着支援

施策の方向性	重点的な取り組み
<p>障がいのある人の経済的自立という課題と、高齢化や後継者不足という農業の課題を合わせて解決する「農福連携」の視点で、新たな取組みを検討していきます。</p> <p>雇い入れる側の企業関係者や医療関係者に参加の協力を求めて就労にかかる課題を検討する場を設けるとともに、一般就労後も、対象者に寄り添い、できる限りきめ細やかに支援する体制を整えていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農福連携による障がいのある人の就農の推進</li> <li>○障がい者就労施設等からの物品等の優先調達</li> <li>○多様なニーズに対応した就労支援</li> <li>○就労支援会議の充実</li> <li>○定着支援の強化</li> <li>○企業等で働ける人の掘り起こし</li> </ul>



### 2-5 権利擁護の充実

施策の方向性	重点的な取り組み
権利擁護支援センターとの連携により、判断能力が不十分な人であっても、サービスの利用をはじめ生活のさまざまな場面において、個人の自己決定や尊厳が守られ、地域において、その人らしい生活を送ることができるよう支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護支援センターの充実</li> <li>○虐待に対する支援体制・虐待予防対策の充実</li> </ul>

## 基本方針3 本人を支える人達への支援体制の構築

### 3-1 教育機関との連携

施策の方向性	重点的な取り組み
<p>保護者の視点で障がいのある児童の将来を考えると、できる限り早い時期に、働くことの喜びを知り、就労に慣れることも重要であり、障がいのある児童が、その潜在的な能力を社会の中で発揮できるよう、療育、教育、福祉、就労にかかる関係機関の連携を強化し、情報の共有化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育機関と関係機関とのネットワーク構築</li> <li>○早期職場体験の実施</li> </ul>



### 3-2 老障世帯等への包括的家族支援の推進

施策の方向性	重点的な取り組み
<p>介護保険制度の中で高齢者を中心に進められている地域包括ケアシステムの構築を、障がいのある人なども対象として進め、その一環として、各福祉制度を横断的に捉え、個人ではなく家族単位で包括的（まるごと）に問題・課題を解決していく地域ケアの仕組みを、福祉まるごと相談グループや、生活困窮者自立支援施策を担当している地域福祉グループとの連携のもと検討していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援調整会議の活用</li> </ul>

### 3-3 サービス事業所等のスキルアップ

施策の方向性	重点的な取り組み
<p>障がいのある人と家族に対する地域ぐるみの重層的な支援体制を構築するため、事業所等連絡会議において、各事業所間の連携を促進するとともに、地域全体の事業所の資質向上が図れるような環境を整えていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所の垣根を超えた相互支援体制整備</li> <li>○関係機関の連携による障がい別研修体制の構築</li> <li>○教育関係者と事業所関係者の合同研修</li> </ul>

### 3-4 保護者・家族支援



施策の方向性	重点的な取り組み
<p>家族を対象とした相談会を開催するなど保護者や家族に目を向けた支援を重点的に実施します。また、保護者が障がいのある児童の将来に展望を持ち、高い意識を持って子どもの育ちに関われるよう支援していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者・家族に視点を合わせた家族支援の強化</li> <li>○保護者等の「子どもの育ちを支える力」の向上支援</li> </ul>

### 3-5 新しい当事者団体等の育成・支援

施策の方向性	重点的な取り組み
<p>当事者団体や家族会などが、まさに当事者意識を持って、障がいのある人の生涯を見据えた活動をすることができるように、新たな当事者団体等の組織化や育成にかかる支援を行うとともに、既存団体の活動が活性化するよう支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織化に向けた支援</li> <li>○既存団体等への多様な活動支援</li> </ul>

# 高浜市第4期障がい福祉計画

## 1 基本指針に定める目標

区 分		目標数値	考え方
○福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値	平成25年度末の施設入所者数	25人	平成25年度末の全施設入所者数
	地域生活移行者数	3人	平成25年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
	削減見込	1人	平成29年度末段階での削減見込数
○地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等については、平成29年度末までに、圏域内の複数の機関において、分担してその機能を担う平面的な整備を検討していきます。		
○福祉施設から一般就労への移行目標数値	平成24年度の年間一般就労移行者数	0人	平成24年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
	目標年度の年間一般就労移行者数	11人	平成29年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
○就労移行支援事業の目標利用者数	平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	33人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
	目標年度の就労移行支援事業の利用者数	24人 (0.73倍)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数

## 2 障がい者福祉サービスの見込量と確保策

[月あたりの見込み量を示しています。]

サービス名		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
訪問系	総利用時間 (①～⑤)	1,023時間 (62人)	1,218時間 (68人)	1,367時間 (73人)	1,529時間 (78人)
	①居宅介護	976時間 (59人)	1,003時間 (62人)	1,052時間 (65人)	1,124時間 (69人)
	②重度訪問介護	0時間 (0人)	180時間 (2人)	270時間 (3人)	360時間 (4人)
	③同行援護	47時間 (3人)	30時間 (3人)	40時間 (4人)	40時間 (4人)
	④行動援護	0時間 (0人)	5時間 (1人)	5時間 (1人)	5時間 (1人)
	⑤重度障害者等包括	0時間 (0人)	0時間 (0人)	0時間 (0人)	0時間 (0人)
日中活動系	⑥生活介護	1,460人日 (77人)	1,548人日 (79人)	1,584人日 (81人)	1,620人日 (83人)
	⑦自立訓練 (機能訓練)	0人日 (0人)	20人日 (1人)	20人日 (1人)	20人日 (1人)
	⑧自立訓練 (生活訓練)	0人日 (0人)	20人日 (1人)	20人日 (1人)	20人日 (1人)
	⑨就労移行支援	537人日 (26人)	307人日 (16人)	410人日 (20人)	492人日 (24人)
	⑩就労継続支援 (A型)	435人日 (21人)	620人日 (31人)	660人日 (33人)	700人日 (35人)
	⑪就労継続支援 (B型)	988人日 (57人)	980人日 (70人)	1,022人日 (73人)	1,050人日 (75人)
	⑫療養介護	31人日 (1人)	30人日 (2人)	30人日 (2人)	30人日 (2人)
	⑬短期入所	43人日 (12人)	45人日 (13人)	45人日 (13人)	45人日 (13人)
居住系	⑭共同生活援助 (グループホーム)	22人	25人	27人	29人
	⑮施設入所支援	23人	25人	25人	24人
⑯相談支援	計画相談支援	84人	2人(新規)	2人(新規)	2人(新規)
	地域移行支援	0人	0人	0人	0人
	地域定着支援	0人	0人	0人	0人

※「人日」＝「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

### 3 障がい児に対するサービスの見込量と確保策

[月あたりの見込み量を示しています。]

サービス名		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
障害児 通所 支援	児童発達支援	82人日 (7人)	85人日 (7人)	90人日 (7人)	95人日 (7人)
	医療型児童発達支援	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)
	放課後等デイサービス	236人日 (34人)	245人日 (35人)	252人日 (36人)	259人日 (37人)
	保育所等訪問支援	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)
障害児相談支援		22人	1人(新規)	1人(新規)	1人(新規)

※「人日」＝「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

### 4 地域生活支援事業の見込量と確保策

#### ○必須事業

##### ① 理解促進研修・啓発事業

「社会的障壁」を除去するため、イベント等をはじめとする障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

##### ② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

##### ③ 相談支援事業（障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、地域自立支援協議会、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業）

たかはま障がい者支援センターにおいて、当事者およびその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、制度・サービスの周知活動、障がいのある人の権利擁護のための情報提供・利用促進等の援助を行います。

##### ④ 意思疎通支援事業（手話通訳者または要約筆記者の派遣等）

障がいのある人に事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

##### ⑤ 日常生活用具給付等事業

事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

##### ⑥ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、今後も、手話奉仕員の養成を進めます。

##### ⑦ 移動支援事業

事業の周知に努め、障がい者の外出、社会参加を支援していきます。

##### ⑧ 地域活動支援センター事業

既存の事業所を活用して実施していきます。

#### ○任意事業

日中一時支援事業／訪問入浴サービス事業／身体障害者用自動車改造費助成事業／障害者自動車免許取得費助成事業

発行\_\_高浜市

編集\_\_福祉部 介護保険・障がいグループ

TEL 0566-52-9871

FAX 0566-52-7918